

キャッシュカードによる振込機能の一部利用制限 ならびに振込ご利用限度額の変更について

当組合では、全国的に多発する「還付金詐欺」「振り込め詐欺」等の特殊詐欺被害を防止するため、キャッシュカードによる“ATMでのお振り込みの一部制限”ならびに“1日1口座あたりの振込ご利用限度額”を取扱変更させていただきます。

お客様には、ご不便をおかけいたしますが、「お客様の大切なご資産をお守りする」ため、何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

○ ATMでのお振り込みの一部制限

1. 対象となるお客様

年齢が70歳以上のお客様で、過去3年間キャッシュカードによる振込のご利用がないお客様。

※対象のお客様は毎月1回判定します。

2. 利用制限の内容

上記の対象となるお客様は、ATMの振込限度額を「1,000円」に設定させていただきますので、1,000円超の振込取引ができなくなります。

※ キャッシュカードによるお預け入れやお引き出しは従来通りご利用いただけます。お振り込みについては、営業店の窓口または個人インターネットバンキングサービスをご利用ください。

3. その他

対象となるお客様で、キャッシュカードによるATMでの振込取引をご希望される場合は、「キャッシュカード」・「ご本人様を確認できる資料」をご持参のうえ、営業店の窓口でお申出ください。

○ 1日1口座あたりの振込利用限度額の変更

| | 現 行 | 変 更 後 |
|------------|-------|-------|
| 振込・振替利用限度額 | 200万円 | 100万円 |

ATMで100万円を超えるお振り込みをご希望のお客様は、200万円を限度として増額することができますので、「キャッシュカード」・「ご本人様を確認できる資料」・「口座のお届出印」をご持参のうえ、営業店の窓口でお申出ください。

○ 利用制限・利用限度額変更の開始時期

平成29年6月1日（木）